

保護者の皆様へ

川崎市子ども未来局保育対策課

### 緊急事態宣言下における保育所等の保育料（利用者負担額）について

令和2年4月7日に政府から緊急事態宣言が発出され、本市におきましては同月10日（金）から同年5月6日（水）まで登園の自粛を強く要請しているところです。

令和2年4月9日付けで「緊急事態宣言下における本市の保育所等の運営について」で記載をしていました保育料の減額につきまして、手続き等がまとまりましたのでお知らせいたします。

なお、期間中の児童の登園状況につきましては、本市が直接各保育所等に児童別登園リストの作成を依頼し、把握してまいります。保護者の皆様から提出いただく書類はございませんが、利用されている保育園等には出欠の連絡を適切に行っていただくようお願いいたします。

#### 1 対象施設

認可保育所、地域型保育事業、認定こども園（保育所部分）

#### 2 対象児童

3号認定子ども（0歳から2歳の保育認定子ども）

#### 3 日割り計算の対象期間

令和2年4月8日（水）から5月6日（水）について、登園の状況により日割り計算を行います。※4月1日（水）から7日（火）までは、本人の意思によらず新型コロナウイルス感染防止対策による自宅待機などを求められた方のみ園にお申し出ください。

#### 4 日割り計算の算定方法

国の考え方にに基づき「月額保育料×登園日数／25日」で計算（10円未満切り捨て）

（例）認可保育所に4月1日から登園、8日から30日まで登園しなかった場合（1日から7日まで自主的に登園しなかった場合も同様）で保育料階層をC17の57,000円とする。

$57,000円 \times 6日 / 25日 = 13,680円$ （4月分保育料）

$57,000円 - 13,680円 = 43,320円$ （還付額）

#### 5 保育料の還付

4月分の保育料は一旦お支払いいただきますが、この保育料と日割り計算により算出された保育料の差額を還付いたします。口座振替で保育料の引き落としをされている方については、当該口座に入金いたします。また、納付書払いの方については、後日、「還付のお知らせ／請求書・支払金口座振込依頼書」をお送りしますので手続きを行ってください。還付時期については、4月分は6月下旬から順次口座に振込む予定としています。なお、5月分については改めてお知らせします。

※地域型保育事業及び認定こども園（保育所部分）については、直接施設で保育料の徴収が行われていることから、還付の手続きは施設からお知らせいたします。

#### 6 その他

今回の手続きについては対象件数が膨大になることから還付処理に時間を要することを御理解ください。

今後の対応等につきましても市ホームページへ掲載してまいりますのでご確認ください。

<http://www.city.kawasaki.jp/450/page/0000116506.html>

【問合せ先】

保育料・利用調整担当

電話 044-200-3727